

# 赤ちゃんが生まれたら

## 出生届

問 市民課 ☎22-8155

出生の日から14日以内に提出するようにしましょう。出生届を提出後、受理されると戸籍上に記載されます。基本的に、出生届は出産した病院でもらえます。自宅出産などで手元がない場合は市役所窓口でもらう必要があります。365日24時間いつでも書類提出は可能です。

**届出先** 本籍地、住所地、出生地または届出人の住所地・所在地  
倉吉市で届出する場合の窓口は市民課（第2庁舎）または関金支所  
※閉庁日・閉庁時間の場合は第2庁舎及び関金支所の各宿直で提出できます。

**必要なもの** ● 出生届 ● 届出人の印鑑 ● 母子健康手帳

## 児童手当

問 子ども家庭課 ☎22-8100

**対象** 15歳になった最初の3月31日までの間にある児童を養育する方

**支給額**（児童1人当たり）

対象		手当月額	所得制限世帯
3歳未満		15,000円	5,000円 ※1
3歳～小学校修了前	第1子、第2子	10,000円	
	第3子以降 ※2	15,000円	
中学生		10,000円	

※1 受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額5,000円を支給します。

※2 「第3子以降」とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

**支給時期** 原則として、毎年6月・10月・2月の各10日に、それぞれの前月分までの手当を支給します。10日が閉庁日の場合はその前において最も近い開庁日を支給日とします。

## 出産手当

問 市民課 ☎22-8155

第3子以降を出産されたお母さんへ20,000円を給付します。  
※出生日時点で6か月以上倉吉市に住所のある方に限ります。

## 出産育児一時金

問 国民健康保険にご加入の方は、保険年金課へ ☎22-8151

その他の保険にご加入の方は、出産される方がご加入の健康保険等へお問い合わせください

健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産にかかる経済的負担を軽くするため、一定の金額が支給される制度です。ただし、出産費用が一時金を超える場合、差額は自己負担となります。

逆に、少ない場合は差額分を加入の健康保険へ請求することができます。

### 直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関などが行う制度です。出産育児一時金が医療機関などへ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

### 受取代理制度

妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関などにその受け取りを委任することにより、医療機関などへ直接出産育児一時金が支給される制度です。

※直接支払制度を利用せず、従来どおり保険者窓口に出産育児一時金などの支給申請を行うことは可能です。ただし、退院時に医療機関などの窓口で、全額お支払いいただくこととなります。

## 産後健康診査

問 子ども家庭課 ☎27-0031

産後2週、4週の出産後間もない時期のお母さんの健康を確認するため、その健康診査にかかる費用を助成します。産後健康診査受診票は母子健康手帳交付時、妊婦一般健康診査受診票とあわせて交付していますので、ぜひご利用ください。

## 産後ケア事業

問 子ども家庭課 ☎27-0031

産後の期間において、体調不良や家族からの産後の援助が十分に得られないなど、特に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定、育児不安の解消を目的に母親のケアや育児サポートを行います。お母さんの心身の休養を図るとともに、以下のサービスをデイサービス型・宿泊型のいずれかの方法で受けることができます。

- ① 母子の健康管理及び生活面のアドバイス
- ② 沐浴、授乳などの育児指導
- ③ 乳児の成長、発達、養育などに関する相談

**対象** 倉吉市内に住所のある、以下の条件を全て満たす母子

- 乳児が健康で日常生活に支障がないこと
- 家族などから十分な家事、育児などの援助が受けられず、母親に産後の体調不良、または強い育児不安などがあるなど、特に支援が必要であると認められること。

**利用日数** デイサービス型：母子の場合は原則7日間。乳児のみの場合は週に3日以内。  
(時間は9:00～17:00)

宿泊型：原則3日以内

### 利用料金

区分	デイサービス型 (乳児のみ利用)	デイサービス型 (母子利用)	宿泊型
市民税課税世帯	4時間まで 1,500円 4～8時間 3,000円	無料でご利用いただけます	
市民税非課税世帯	4時間まで 500円 4～8時間 1,000円		
生活保護世帯	0円		

※生活保護世帯には、母子家庭または養育者家庭の世帯で市民税非課税世帯に該当する場合があります。

※市民税非課税世帯には、母子家庭または養育者家庭の世帯を含みます。ただし、生活保護世帯で取り扱われる場合を除きます。

## 市指定ごみ袋の支給

問 環境課 ☎22-8168

**対象** 倉吉市内に住所のある2歳未満の乳幼児

**支給枚数** 出生児には、出生届時に市指定ごみ袋(大)100枚を支給します。  
転入者には、0歳は100枚を支給。1歳は50枚を支給します。  
※今年度中に1歳になる場合は50枚。2歳になる場合は対象外。  
※無料で支給は、いずれも1回限り。

**支給方法** 出生児は出生届提出時に市民課から支給。転入者は環境課から支給します。

## 育児パッケージ「はじめてばこ」

問 子ども家庭課 ☎27-0031

「倉吉市に生まれてきてくれてありがとう!!」の気持ちを込めて、倉吉市からのプレゼントです。赤ちゃんやママ・パパにもうれしい品々をつめこんだ「はじめてばこ」を贈り、お子さんの健やかな成長を応援します。鳥取県生活協同組合との連携協定事業です。

- 申込方法**
- ① 母子健康手帳交付のときに申込書もらう。
  - ② 産後に申込書を子ども家庭課へ提出。
  - ③ 1～2か月後に鳥取県生協から「はじめてばこ」が届く。  
※同封されている内容は、予告なく変更となる場合があります。



赤ちゃんが生まれたら